7．キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲は、普通預金となっております。

8．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　政府出資等の機会費用の算出に使用した利率は、10年利付国債の期末日時点の利率0.560％となっております。

⑵　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料の機会費用は、減価償却費を参考に計算しております。　1,577,831円

9．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表関係］

運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　373,615,885円

［損益計算書関係］

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、37,905,285円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、133,487,838円であります。

［キャッシュ・フロー計算書関係］

1．資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	11,302,742,346円
定期預金	△　9,190,233,420円
資金期末残高	2,112,508,926円

2．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得　56,483,232円

［行政サービス実施コスト計算書関係］

引当外退職給付増加見積額のうち、68,236,658円については国からの出向職員に係るものであります。

［重要な債務負担行為］

	件　　名	契約金額	翌期以降の支払金額
1	平成24年度　類似環境下での試験に対するモニタリング手法に係る検討	107,940,000円	107,940,000円
2	平成24年度　プールスクラビング除去効果試験	62,664,000円	62,664,000円

［金融商品に関する事項］

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しており、株式等は保有しておりません。

当法人は、資金調達については運営費交付金によっております。

財政融資金及び金融機関からの借入及び財投機関債の発行による資金の調達は行っておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	11,302,742,346円	11,302,742,346円	0円
⑵未収入金	9,946,927円	9,946,927円	0円
⑶未払金	(　4,831,022,403円)	(　4,831,022,403円)	(　0円)
⑷短期リース債務	(　1,079,491,434円)	(　1,079,491,434円)	(　0円)
⑸長期リース債務	(　567,954,902円)	(　527,354,375円)	(△　40,600,527円)

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）　金融商品の時価に関する算定方法

⑴現金及び預金、⑵未収入金、⑶未払金、⑷短期リース債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸長期リース債務

長期リース債務の時価については、元利金の期末残高を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）　敷金・保証金については、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金額を記載しておりません。

［資産除去債務関係］

当法人は、本部事務所（東京都港区）の賃貸借契約書に基づき、事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本部事務所を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

［重要な後発事象］

該当事項はありません。

［その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報］

1．立地勘定と利用勘定との統合について

前事業年度までは、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第72条による改正前の特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第87条の電源開発促進勘定からの電源立地対策に要する交付金等を財源とする業務（立地勘定）及び電源利用対策に要する交付金等を財源とする業務（利用勘定）に区分経理をしておりました。

当事業年度からは、特別会計に関する法律第85条第６項に基づき、電源開発促進勘定からの原子力安全規制対策に要する交付金等を財源とする業務（原子力安全規制勘定）として統合されております。

2．原子力規制委員会への業務統合について

平成24年９月19日に施行された原子力規制委員会設置法附則第６条第４項において、「政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。」と規定されております。

なお、当法人が行う業務を原子力規制委員会に行わせる具体的な時期については、期末時点では未定です。